

第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託仕様書

1 業務名

第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や国の地球温暖化対策実行計画の改定、本市が 2050 年脱炭素社会の実現を目指し「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明したことなどから、平成 30 年度に策定した「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「現行計画」という）の目標等を見直し、改定することを目的とする。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含する計画とする。

3 委託期間

契約締結日 から 令和 6 年 3 月 20 日（火）まで

ただし、6 項（1）及び 6 項（1）に係る資料及び電子データ（DVD）一式については、令和 5 年 9 月 11 日（月）までとする。

4 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、本業務は、川越市地球温暖化対策条例、地球温暖化対策の推進に関する法律及び環境省が定める地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル等の最新の知見に基づき、業務を遂行するものとする。また、国、埼玉県の施策及び環境基本計画等の関連する市の計画との整合性を図ること。

（1）調査業務

- ① 統計等資料収集
- ② 温室効果ガス排出量現況（1990 年度～2019 年度）から排出量増減の要因分析を行い、計画改定にあたっての課題等を整理する。
- ③ 温室効果ガスの排出量の将来推計
温室効果ガスの現状趨勢の排出量と対策を行った際の排出量を推計する。
- ④ アンケート調査の実施
アンケートの作成・集計・分析を行う。対象は市民 1,000 人、事業所は 300 事業所を予定している。

（2）目標設定、政策立案業務

- ① 計画改定の背景・意義等の整理・提案
- ② 温室効果ガス排出削減目標の検討・提案
現行計画の目標を見直し、新たな削減目標を設定する。
また、本市域における再生可能エネルギーの導入目標や本市に最適な総量削減目

標以外の計画目標も設定する。

- ③ 市域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した社会の状態に必要な技術・施策・事業・行動変容などを明らかにした脱炭素シナリオを作成する。
また、脱炭素シナリオの作成にあたり、2050 年の温室効果ガス排出量実質ゼロという目標を達成した状態（将来ビジョン）を描く。
- ④ 削減目標達成のための対策・施策の検討・提案
社会的な動向や国・埼玉県及び本市のこれまでの対策について考慮する。
現行計画の対策・施策の総括をするとともに、本市の現状と課題を踏まえ対策・施策を検討・提案する。施策の体系は新たに見直し、内容が分かりやすく効果のある施策体系とする。また、重点施策は、現行の施策を踏襲しつつ見直しを行う。
- ⑤ 地球温暖化対策推進に関する法律に基づく「地域脱炭素化促進事業」に関する検討・提案
市域の中で、地域脱炭素化促進事業の実施可能性について検討・提案する。
- ⑥ 地球温暖化の適応に関する施策の検討・提案
現行計画における適応策を踏襲しつつ見直しを行う。
- ⑦ 温室効果ガス排出量算定プログラムの見直し
現行計画で用いている温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省が策定する地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月）との整合性を検証し、必要に応じて修正を行う。
- ⑧ 推進体制・進捗管理の検討・提案
推進体制については、現行計画の方向性を踏襲しつつ、現状に照らし合わせ、必要に応じて見直す。進捗管理については、分かりやすく、把握しやすい指標を用いるなど、点検・評価がしやすいものになるようにする。
- ⑨ 会議等の運営支援
川越市環境審議会の資料作成などの運営支援を行う。会議は4回の開催を予定している。

（3）計画作成業務

- ① 実行計画（原案）の作成
現行計画を基本とし、必要に応じて追記、修正等を行う。
- ② 実行計画（完成版）の作成
改定にあたっては、コラムや写真、イラスト等を必要に応じて最新のものに変更する。
- ③ 実行計画（概要版）の作成
- ④ 業務報告書の作成

5 スケジュール（予定）

令和5年5月～6月 アンケート調査実施

令和5年5月～9月 実行計画（原案）作成

令和5年10月～令和6年2月 川越市環境審議会（4回予定）

令和6年1月	パブリックコメント実施
令和6年3月	実行計画（完成版）策定

6 成果品

本業務委託の成果品は次のとおりとする。

- (1) 計画書原案（1色、紙ベース10部）
- (2) 計画書完成版（4色、紙ベース10部）
- (3) 計画書完成版の概要版（4色、紙ベース10部）
- (4) 上記（1）～（3）に係る資料及び電子データ（DVD）一式（ワード、エクセル及びPDFに変換したデータにて提出）
- (5) 業務報告書一式

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書での提案事項についても実施すること。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、疑義等が生じた場合は適宜「8 担当課」と協議するものとする。
- (3) 受託者は、協議の都度、議事録を作成し、委託者に提出するものとする。
- (4) 成果品納入後に発生した、受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の遂行上知りえた事項を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、川越市に帰属するものとする。また、受託者は、著作権を行使できないものとする。
- (7) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除するための最新の処理を実施するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者がその都度協議の上、決定する。

8 担当課

川越市 環境部 環境政策課

所在地 〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-8811（内線2614） 049-224-5866（直通）

メールドレス kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

（送信の際は★を@に置き換えてください。）